

2017-B		V 13B			
拠出金・基金 の名称		経済協力開発機構拠出金（貿易・農業局及び環境局）			
種 別		☒ イヤマークのみ ☐ 一部イヤマーク			
【拠出先の国際機関名】経済協力開発機構（OECD）					
【所管官庁担当局課・室名】農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ／国際機構グループ					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 OECD加盟国等の農業政策の分析・評価，グローバルバリューチェーン（GVC）の分析，中長期的な食料需給予測等，及びバイオテクノロジーに係る規制等の国際調和推進のための活動等に対して，人的・財政的な貢献を行うとともに，農薬登録制度の国際調和推進や農薬のリスク削減の推進のため，財政的な貢献を行っている。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 （千 円）	外貨1 （千ユーロ）	外貨2 （千 ）	レ ー ト	ODA率（％）
平成29年度	95,152	780	-	1ユーロ=122円	0
平成28年度	63,122	461	-	1ユーロ=137円	0
平成27年度	69,772	498	-	1ユーロ=140円	0
【当該任意拠出金等の意義，成果等に関する我が国としての評価】 ○OECD加盟国等の農業政策の分析・評価，GVC分析，中長期的な食料需給予測等に対して，我が国の農業情勢等を的確にインプットすることにより，OECDやその他国際機関等での議論の場において我が国農業政策等に関する正しい理解を得ることができた。 ○バイオテクノロジーに係る規制等の国際調和に向けた活動に対して，新育種技術関連エビデンスの収集・分析，専門家会合の開催，コンセンサスドキュメントの取りまとめ，オンラインデータベースの構築など行うことにより，我が国で開発された農林水産物のグローバルな展開のための各国の規制の調和を推進することができた。 ○農薬登録制度の国際調和や農薬のリスク削減の推進に向けた活動に対して，農薬の安全性審査等に係るガイドラインや，より効果的な農薬使用手法に関するガイダンスを策定することにより，我が国の農薬登録制度の国際調和等を推進することができた。					
【備考】					